

1 基本的な考え方

（1）計画策定の趣旨

「業務継続計画」は、災害発生時、資源制約が伴う条件下においても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめることを目的として実施すべき「非常時優先業務」をあらかじめ選定するものです。

また、災害時における応急復旧業務に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を実施する体制を確保するために、資源（職員、庁舎、資機材等）の確保・配分や必要な対策を定めるものです。

本計画の策定により、図1のとおり発災直後の業務レベルの向上、業務立ち上げ時間の短縮といった効果をもたらすことが期待されます。

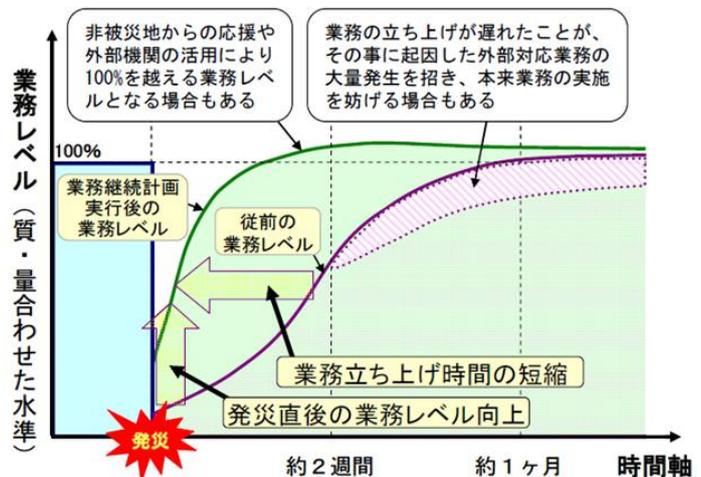


図1 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

出典：中央省庁業務継続ガイドライン
第1版（平成19年6月）

（2）対象とする業務と組織

①業務

本計画では、図2のとおり地域防災計画に基づき実施する災害応急対策業務、早期実施すべき災害復旧・復興業務と、通常業務の中で優先度の高い業務を「非常時優先業務」として位置づけます。

②組織・場所

本計画は水道部・消防本部以外のすべての部署を対象とします。
また、本計画の対象とする場所は、本庁舎（防災センター含む）、西分庁舎、各支所（布袋支所（布袋ふれあい会館）、宮田支所、草井支所）、保健センター、スポーツセンター、武道館、各避難所（各小・中学校、老人福祉センター、すいとびあ江南）、関係部署の管理施設等とします。

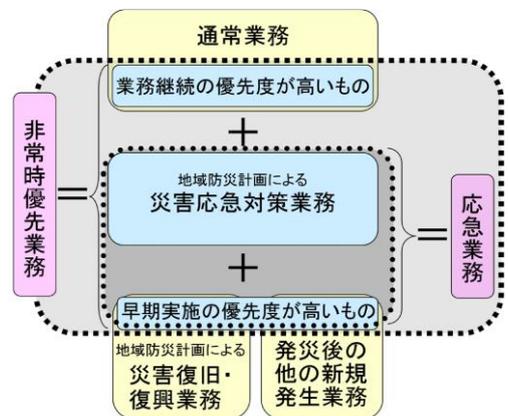


図2 非常時優先業務のイメージ

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）

（3）計画の発動と解除

本計画の発動要件は、江南市において震度6弱以上の地震が発生したとき自動発動されます。また、震度5強以下の地震が発生したとき、又は災害が発生したときのいずれかの場合、市対策本部員会議の開催により被害状況に応じて、権限者である江南市災害対策本部長（市長）が発動します。

本計画の解除は、業務資源の不足等に伴う本市における業務継続上の支障が改善され、安定的な業務継続が可能な場合に江南市災害対策本部長が宣言します。

2 地震規模等の設定と被害想定

本計画では、「江南市地域防災計画」を踏まえ、海溝型地震として「南海トラフ地震」を、内陸型地震として「濃尾断層帯主部三田洞断層帯地震」を想定します。

また、被害想定については、平成 26 年 5 月公表「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」において、「冬深夜 5 時」「夏昼 12 時」「冬夕方 18 時」の 3 つの時間帯で示されている建物被害、人的被害、ライフライン機能支障のうちそれぞれ最も被害が最大となるケースとします。

3 非常時優先業務の選定と目標設定

(1) 非常時優先業務の選定基準

① 目標レベルの設定

災害時の状況下において、「行政対応を実施することによって、どのような状況になっているべきか」として「目標レベル(応急業務:開始又は完了時点、通常業務:再開時点)」を設定します。

② 影響の重大性

発災後から当該時間までに目標レベルへ到達していなかった場合の影響の重大性を、設定した目標レベルへの到達が遅れることによる影響を踏まえ、表1に示す影響の重大性がⅠ～Ⅴとなる時間を評価します。

表1 影響の重大性の評価基準

影響の重大性	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
各対象とする目標レベルに到達していないことに伴う代表的な影響の内容	社会的影響はわずかにとどまる。 ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	若干の社会的影響が発生する。 しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	社会的影響が発生する。 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	相当の社会的影響が発生する。 社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。	甚大な社会的影響が発生する。 大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

③ 対応目標時間の設定

対象業務の開始・再開が遅延する場合に、地域社会に重大な影響が発生するまでの期間(業務開始目標時間)を設定します。また、業務の目標レベルが完了時点の場合には、業務の準備に着手すべき時間をさかのぼって見極め、対応手順にその時間も盛り込み、業務完了目標時間を設定します。

④ 非常時優先業務の選定基準

発災後 2 週間(業務実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間)業務が停止したことにより「影響の重大性」がⅢ(中程度)以上の支障が生じ、1 カ月以内に目標レベルに到達しなければならない業務を非常時優先業務とします。

(2) 非常時優先業務の選定結果

業務の洗い出し及び各部署へのヒアリングに基づき非常時優先業務を選定した結果、表2に示すとおり災害応急対策業務及び優先度の高い災害復旧業務(応急業務)は 95 業務、優先度の高い通常業務は 103 業務となりました。

なお、非常時優先業務とその対応目標時間は、計画書資料編において課ごとに記載しています。

表2 着手時間別非常時優先業務数

業務区分	全体 (業務数)	着手時間の内訳							
		中断が許 されない	12時間 以内	24時間 以内	3日 以内	5日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1カ月 以内
災害応急対策業務及び 優先度の高い災害復旧 業務(応急業務)	95	17	43	11	9	2	5	8	0
優先度の高い通常業務	103	9	12	8	39	2	21	12	0
合計	198	26	55	19	48	4	26	20	0

(3) 非常時対応計画

①職員参集予測

職員参集の前提条件は以下のとおりです。

- 居住地から勤務場所まで直線距離で移動することは困難であるため、迂回等の状況を考慮し、直線距離×1.5倍として算出します。
- 歩行速度…時速3kmとして算出します。
- 勤務地までの歩行距離が20kmを超える職員は、徒歩による速やかな算出は困難とみなし、参集開始時4日目からの参集とします。
- 計算式…参集所要時間(h) = 参集距離(km) / 歩行速度(km/h)
- 全職員のうち自身の死亡及び重症による参集不能者は2%と仮定します。
- 発災から7日目以降については安全衛生管理の観点から順次休暇が必要となることから、参集職員数を6/7と想定します。

②非常時優先業務の必要人員数

非常時優先業務に必要な人員を時系列に整理し、必要となる支援者数を算出した結果は以下のとおりです。

表3 時系列別必要人員数と参集可能人員数

必要人員 参集可能人員の別 (人/日)	地震発生からの経過時間と必要人員数										
	中断が許 されない	1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	5日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1カ月 以内
応急業務(A)	31	38	114	154	174	197	200	211	221	235	225
うち現地班	0	0	58	58	58	58	58	58	58	58	58
通常業務(B)	0	14	24	32	43	58	100	110	125	133	133
必要人員数合計(C) (A)+(B)	31	52	138	186	217	255	300	321	346	368	358
参集可能人員数(D)	0	76	165	198	209	209	239	289	306	267	267
うち現地班	0	23	40	40	40	40	46	52	56	48	48
過不足(D)-(C)	△31	24	27	12	△8	△46	△61	△32	△40	△101	△91
うち現地班	0	23	△18	△18	△18	△18	△12	△6	△2	△10	△10

職員の安否や参集状況により非常時優先業務実施のための要員が不足する場合は、職員配置を一時的に変更し、職員不足の解消または軽減を図ります。
職員配置の調整は部署内で行うことを基本とし、それができない場合は全庁的に配置調整します。

4 業務継続に係る実施体制

非常時優先業務を実施する体制は、「江南市地域防災計画」に定める体制下での対応が基本であるが、自らも被災、資源制約が伴う条件下において、これまでの体制で業務継続に支障がないか検証し、必要に応じて体制や指揮命令系統を見直すとともに、職務代行・継承の順位及び手順をあらかじめ定めます。

5 必要資源に関する分析と対策の検討

非常時優先業務の実施に必要な資源について現状及び課題を踏まえ、今後必要とする対策は以下のとおりです。

表4 事前対策

対策	内容
執務環境の耐震化	庁舎等の耐震化・機能確保及び代替施設の確保 什器等の転倒防止及びガラスの落下・飛散防止 職員用の非常用食料等・トイレの確保 非常用発電装置の整備・強化 消耗品等物資及び・資機材の確保
人員の確保	全庁横断的な人員配置 災害支援職員の登用 意思決定・指揮命令系統の明確化
情報受伝達体制の強化	通信手段の充実 情報受伝達訓練の実施
情報の保守管理	台帳等紙媒体の整理 記録・データ等の保護・バックアップ システム関連外部事業者との関係強化
業務継続体制の強化	受援体制の整備 指定管理者制度導入施設における業務継続体制の確保 緊急調達・支援体制の確保

6 業務継続計画の継続的な改善

(1) 教育・訓練等

本計画の実効性を高めるためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、教育や訓練の計画等を策定し、実施します。

(2) 点検・是正

本計画は一定の前提を踏まえて検討・策定したもので、今後、行政機構改革や人事異動等に伴う更新など時点修正を行うとともに、訓練等により把握された問題点・教訓や他の被災した地方公共団体での知見などを踏まえて、定期的に計画の実効性等を点検・是正する業務継続マネジメントを推進します。

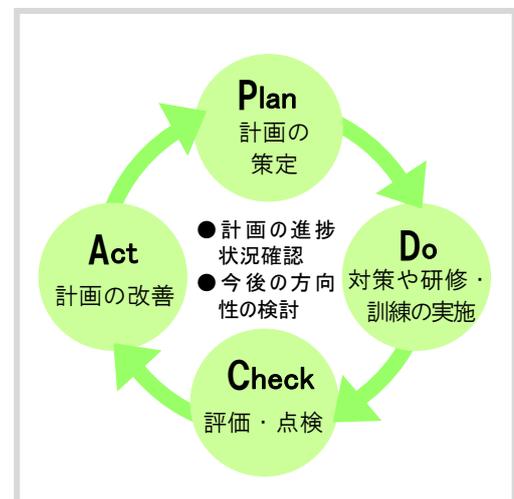


図3 継続的改善のイメージ(PDCA サイクル)